四、第3条第1項第2号(慣用商標)

その商品又は役務について慣用されている商標

1.「商品又は役務について慣用されている商標」について

「商品又は役務について慣用されている商標」とは、同業者間において一般的に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標をいう。

(例1) 文字や図形等からなる商標

商品「自動車の部品、付属品」について、商標「純正」、「純正部品」 商品「清酒」について、商標「正宗」 商品「カステラ」について、商標「オランダ船の図形」 商品「あられ」について、商標「かきやま」 役務「宿泊施設の提供」について、商標「観光ホテル」

(例2) 色彩のみからなる商標

役務「婚礼の執行」について、商標「赤色及び白色の組合せの色彩」 役務「葬儀の執行」について、商標「黒色及び白色の組合せの色彩」

(例3) 音商標

商品「焼き芋」について、商標「石焼き芋の売り声」 役務「屋台における中華そばの提供」について、商標「夜鳴きそばのチャルメラの音」

- (注) 以下をクリックすると、審判決要約集をご覧になれます。
 - ○審判決要約集(第3条第1項第2号)